

公益財団法人宮城県体育協会 スポーツ仲裁に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮城県体育協会（以下「この法人」という。）におけるスポーツ競技又はその運営を巡る紛争について、スポーツに関する法及びルール¹の透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与するために、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「仲裁機構」という。）の仲裁により構成かつ迅速に解決することを目的とする。

(仲裁)

第2条 この法人におけるスポーツ競技又はその運営を巡る紛争については、仲裁機構の仲裁により公正かつ迅速な解決を図っていくものとする。

第3条 この法人がスポーツ競技又はその運営に関して行った決定に対する競技者等からの不服申し立てについては、仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に基づき行われる仲裁により解決されるものとする。

(変更)

第4条 この規程の変更は理事会の決議を受けなければならない。

附 則 この規程は、平成26年3月17日から適用する。

【参考】

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（J S A A）

スポーツを巡る様々な争いを公平、適正かつ迅速に解決する場を提供する目的で平成15年に設立された。公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本体育協会、公益財団法人日本障害者スポーツ協会等からの初出金等により運営されている独立した機関。

スポーツ基本法第5条（スポーツ団体の努力）

- 1 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。
- 3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。